

定期調査報告の報告時期が平成20年4月1日より変更になりました。  
定期調査(検査)報告対象建築物等一覧表

種 別	対 象 規 模	報告の周期及び時期 (改正前)	報告の周期及び時期 (改正後)
1 ホ テ ル の用途に供 旅 館 する建築物	地階, F 3 か っ A > 500㎡	毎年1回 4月1日から4月30日まで (維持保全が良好なものは、報告 周期を1年間延長)	毎年1回 <b>4月1日から6月30日まで</b> (維持保全が良好なものは、報 告周期を1年間延長)
2 百 貨 店 の用途に供 マ ー ケ ッ ト する建築物 その他の物品販 売業を営む店舗	地階, F 3 か っ A > 500㎡ ----- A > 1,500㎡	毎年1回 7月1日から7月31日まで (維持保全が良好なものは、報告 周期を1年間延長)	毎年1回 <b>7月1日から9月30日まで</b> (維持保全が良好なものは、報 告周期を1年間延長)
3 病 診 療 院 の用途に供 所 する建築物	地階, F 3 か っ A > 500㎡	毎年1回 9月1日から9月30日まで (維持保全が良好なものは、報告 周期を1年間延長)	毎年1回 <b>9月1日から11月30日まで</b> (維持保全が良好なものは、報 告周期を1年間延長)
4 劇 映 画 場 館 の用途に供 演 芸 場 場 堂 観 覧 会 堂 場 集 会 場	地階, F 3 か っ A > 500㎡ ----- A > 1,000㎡	毎年1回 12月1日から12月31日まで (維持保全が良好なものは、報告 周期を1年間延長)	毎年1回 <b>10月1日から12月31日まで</b> (維持保全が良好なものは、報 告周期を1年間延長)
5 公衆浴場、キャ パ レー、カ フ ェー、ナイト ク ラ ブ、パ ー、 ダ ンスホ ール、 遊 技場、待合、 料 理店、飲 食店	地階, F 3 か っ A > 500㎡	毎年1回 12月1日から12月31日まで (維持保全が良好なものは、報告 周期を1年間延長)	毎年1回 <b>10月1日から12月31日まで</b> (維持保全が良好なものは、報 告周期を1年間延長)
6 複 合 用 途 上記の1～5に掲げる2以 上の用途に供する建築物	地階, F 3 か っ A > 500㎡	毎年1回 12月1日から12月31日まで (維持保全が良好なものは、報告 周期を1年間延長)	毎年1回 <b>10月1日から12月31日まで</b> (維持保全が良好なものは、報 告周期を1年間延長)
7 博 物 館、美 術 館、 図 書 館、ボ ー リ ン グ場、スケ ー ト 場、水 泳 場、 ス ポー ツの練 習 場	地階, F 3 か っ A > 2,000㎡	3年毎 6月1日から6月30日まで	3年毎 <b>6月1日から8月31日まで</b>
8 下 宿、共 同 住 宅、 寄 宿 舎、政 令19 条第1項第一号 に 定 める 児 童 福 祉 施 設 等	地階またはF 3 の 用途に供する部分の床 面積が500㎡を超え、 かつ、床面積の合計が 1,000㎡を超えるもの	3年毎 6月1日から6月30日まで	3年毎 <b>6月1日から8月31日まで</b>
9 事 務 所 その他これに類する用途に供 する建築物	地階またはF 5 の 用途に供する部分の床 面積が1,000㎡を超え、 かつ、床面積の合計が 2,000㎡を超えるもの	3年毎 11月1日から11月30日まで	3年毎 <b>9月1日から11月30日まで</b>
10 (昇 降 機) エ レ ベー ター エ スカレー ター	すべての建築物に設置 されているもの。 但しエレベーターにあ っては、住宅の用途に 供する建築物に設ける ものを除く。	毎年1回 検査済証の交付を受けた日の属 する月の1日から末日まで	先のとおり
11 工 作 物	観光用エレベーター # エスカレーター 遊 戯 施 設	毎年1回 検査済証の交付を受けた日の属 する月の1日から末日まで	先のとおり
12 昇 降 機 以 外 の 建 築 設 備	定期調査報告対象建築 物に設置されている 換 気 設 備 (中央管理方式の 空 気 調 節 設 備) 排 煙 設 備 (排煙機を有する 機 械 排 煙 設 備) 非 常 用 の 照 明 装 置 (予 備 電 源 を 別 置 き に す る も の)	毎年1回 上記1、2、7及び8番の建築 物に設けたもの 4月1日から7月31日まで 上記3、4、5、6及び9番の 建築物に設けたもの 9月1日から12月31日まで	先のとおり

F：階数 A：その用途に供する部分の床面積

1. 地階, F 3は、地階又は3階以上の階にその用途に供する部分をするものを示す。地階, F 5は、地階又は5階以上の階にその用途に供する部分をするものを示す。昇降機・工作物・建築設備については、1年延長はなしとする。